

労働事業補助金交付要綱

制定	平成20年	4月	1日
改正	平成22年	3月25日	
改正	平成23年	3月	1日
改正	令和3年	10月	1日
改正	令和7年	4月	1日

(趣旨)

第1条 この要綱は、労働者の福祉の増進を図るため、労働者の祭典を祝い、かつ激励するメーデー行事に対する補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、京都市補助金等の交付等に関する条例（以下「条例」という。）及び京都市補助金等の交付等に関する条例施行規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付の対象)

第2条 補助金は、京都市内の労働組合等によって組織される実行委員会が開催する前条に規定する事業に要する次に掲げる経費であって、市長が必要と認めるものについて交付する。

- (1) 会場設営費
- (2) 広報費・印刷物作成費

(補助金の額)

第3条 補助金は、予算の範囲内において、前条に定める経費の2分の1以内とする。

(交付の申請)

第4条 条例第9条に規定する申請は、労働事業補助金交付申請書（第1号様式。以下「申請書」という。）に次に掲げる書類を添えて、事業を実施しようとする日の21日前までに行わなければならない。

- (1) 収支予算書
- (2) その他市長が必要と認める書類

2 事業を行う法人等は、補助金の交付を申請するに当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）及び地方消費税法（昭和25年法律第226号）に基づく仕入れに係る消費税及び地方消費税として控除することができる部分の金額に補助対象経費に

占める補助金の額の割合を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)を減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

(標準処理期間)

第5条 市長は、条例第9条による申請が到達してから14日以内に条例第10条各項の決定をするものとする。

(変更等の承認の申請)

第6条 条例第11条第1項第1号による補助事業等の内容又は経費の配分の変更に係る市長等の承認の申請は、労働事業補助金変更承認申請書(第2号様式)によって行うものとする。

2 条例第11条第1項第2号による補助事業等の中止又は廃止に係る市長等の承認の申請は、労働事業補助金中止・廃止承認申請書(第3号様式)により行うものとする。

(実績報告)

第7条 条例第18条第1項に規定する報告は、事業終了後7日以内に、労働事業補助金実績報告書(第4号様式)に、次に掲げる書類を添えて、行わなければならない。

(1) 労働事業補助金収支決算書(第5号様式)

(2) その他市長が必要と認める書類

2 事業を行う法人等は、前項の実績報告を行うに当たって、補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかでない場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

(補助金の概算払)

第8条 交付決定団体は、条例第21条第2項の規定による補助金の概算払を受けようとするときは、労働事業補助金概算払請求書(第6号様式)を市長に提出しなければならない。

(消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第9条 補助事業者は、補助事業完了後に申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、速やかに、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書(第7号様式)により市長に報告しなければならない。

2 市長は、前項の報告があった場合、当該仕入控除税額の全部又は一部を納

付させることがある。

(補則)

第10条 この要綱の施行に関し、必要な事項は文化市民局長が定める。

附 則

この要綱は、決定の日から施行し、平成20年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、決定の日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

第1号様式（第4条関係）

年 月 日

（宛先）京都市長

所在地

団体名

代表者名

年度労働事業補助金交付申請書

上記補助金の交付について、京都市補助金等の交付等に関する条例第9条の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

1 事業名

2 事業の内容

（1）日時

（2）場所

（3）内容

3 補助金交付申請額

金 円

4 添付書類

収支予算書

第2号様式（第6条関係）

年 月 日

（宛先）京都市長

所在地

団体名

代表者名

年度労働事業補助金変更承認申請書

年 月 日付け第 号をもって交付決定通知を受けた上記補助金に係る事業について、下記のとおり変更を申請します。

記

1 変更内容

2 変更理由

第3号様式（第6条関係）

年 月 日

（宛先）京都市長

所在地

団体名

代表者名

年度労働事業補助金中止・廃止承認申請書

年 月 日付け第 号をもって交付決定通知を受けた上記補助金に係る事業
について、下記のとおり中止・廃止を申請します。

記

1 中止・廃止内容

2 中止・廃止理由

第4号様式（第7条関係）

年 月 日

（宛先）京都市長

所在地

団体名

代表者名

年度労働事業補助金に係る事業の実績報告書

年 月 日付け第 号をもって交付決定通知を受けた上記補助金に係る事業について、京都市補助金等の交付等に関する条例第18条の規定に基づき、下記のとおり実績を報告します。

記

1	事業名
2	主催団体
3	実施日時 年 月 日 午前・午後 時 分から 年 月 日 午前・午後 時 分まで
4	実施場所
5	実施団体の組織体系
6	参加人員 総数 団体（うち京都市内 団体、府下 団体、他府県 団体） 人（うち京都市内 人、府下 人、他府県 人）
7	実施概要

8 実施結果又は効果

9 事業に関する刊行物がありましたら添付してください。

第6号様式（第8条関係）

年 月 日

（宛先）京 都 市 長

所在地

団体名

代表者名

年度労働事業補助金概算払請求書

上記補助金の交付について、京都市補助金等の交付等に関する条例第21条第2項の規定に基づき、下記のとおり補助金の概算払を請求します。

記

1 事業の内容

2 請求金額 金 円

3 交付予定額 金 円

第7号様式（第9条関係）

年 月 日

（宛先）京 都 市 長

所在地

団体名

代表者名

年度労働事業補助金に係る消費税及び
地方消費税の額の確定に伴う報告書

年 月 日付け第 号をもって交付決定通知を受けた上記補助金に関する、
年度消費税及び地方消費税の額について、下記のとおり確定しましたので、労働事業
補助金交付要綱第9条の規定により、報告します。

記

- 1 名称
- 2 所在地
- 3 補助金額（市長が確定通知書により通知した額）
円
- 4 消費税額及び地方消費税額の確定に伴う補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額
円

注 別紙として精算の内訳等、4の金額が分かるものを添付してください。